

山都町下市 PFI 住宅整備事業に係る客観的な評価の結果について

山都町（以下「町」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により、山都町下市 PFI 住宅整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、客観的な評価の結果を公表する。

令和 3 年 11 月 15 日

山都町長 梅田 穰

1 優先交渉権者決定までの経緯

本事業を実施する民間事業者の選定に当たっては、公募型プロポーザルにより募集及び選定を行った。令和 3 年 6 月 15 日付けで募集要項等の公表を行ったところ、4 グループからの事業提案書等の提出があった。

町では、学識経験者等で組織する山都町下市 PFI 住宅整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会が優先交渉権者選定基準に基づいて審査した結果を踏まえ、積水ハウス株式会社九州南シャームゾン営業所を優先交渉権者として決定した。

2 優先交渉権者

積水ハウス株式会社九州南シャームゾン営業所

4 提案価格

274,980,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 財政負担額の削減効果

本事業について、町が自ら実施する場合の財政負担見込み額と、優先交渉権者の提案に基づく PFI 事業として実施する場合の町の財政負担見込み額を、事業期間中にわたり算出し、現在価値換算額と比較した結果は次のとおりである。

この結果、本事業を町自ら実施する場合に比べ、PFI 事業として実施する場合は、事業期間中の財政負担見込額が、現在価値換算で約 12.9% 削減できるものと見込まれる。